

「第292回判例・事例研究会」

テーマ：組込型固定残業代の有効性

日 時	平成31年3月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野坂真理子

【判例】

事件の表示	事 件 名 イクヌーザ控訴事件 裁 判 所 東京高等裁判所 判 決 平成30年10月4日判決
事案の概要	原告は、平成26年1月6日、アクセサリー等の企画・製造・販売等を営む被告と雇用契約を締結し、平成27年5月31日に退職した。原告の給与は、基本給に月80時間の時間外労働に対する固定残業代が組み込まれる形となっていたが、原告はこれが無効である等主張し、被告に対し、時間外労働及び深夜労働に係る割増賃金等を求めた事案である。
判 旨 (要旨)	以下のとおり、月80時間の時間外労働に対する基本給組込型の固定残業代が無効と判断した。 「一ヶ月当たり80時間程度の時間外労働が継続することは、脳血管疾患及び時間外労働を恒常的に労働者に行わせることを予定して、基本給のうちの一定額をその対価として定めることは、労働者の健康を損なう危険のあるものであって、大きな問題があると言わざるを得ない。」「実際には、長時間の時間外労働を恒常的に労働者に行わせることを予定していたわけではないことを示す特段の事情が認められる場合はさておき、通常は、基本給のうちの一定額を月間80時間分相当の時間外労働に対する割増賃金とすることは、公序良俗に違反するものとして無効とすることが相当である」 本件では、「本件賃金規程は、基本給のうちの一定額(時間外月額)

	<p>につき、これが所定労働時間を超えて勤務する見込み時間に対する賃金である」旨を定めているのであり、この規程ぶりからして、本件固定残業代の定めは、原告につき少なくとも月間80時間に近い時間外勤務を恒常的に行わせることを予定したものといえることができ、「実際にも、本件雇用契約に係る14ヶ月半の期間中に、原告の時間外労働時間数が80時間を超えた月は5ヶ月、うち100時間を超える月が2か月あり、また、時間外労働時間数が1か月に100時間を超えるか、2ヶ月乃至6ヶ月間のいずれかの期間にわたって、1か月当たり80時間を超える状況も少なからず生じていた」ことから、本件固定残業代の定めは、労働者の健康を損なう危険のあるものであり、公序良俗に違反するものとして無効であると判示した。</p>
--	--